

物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○	物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係）		1
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第二条関係）		6

○ 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（中小企業者の範囲） 第一条 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）<u>第四条第五号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。</u> （表 略） 2 法<u>第四条第五号チ</u>の政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。 一 三 （略） （特定流通業務施設の区分） 第二条 法<u>第六条第三項第一号</u>の政令で定める区分は、次のとおりとする。 一 （略） 二 倉庫（倉庫業（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）<u>第二条第二項に規定する倉庫業をいう。</u>以下同じ。）の用に供するものに限る。） 三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設（法<u>第四条第三号</u>に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）であつて、中小企業流通業務総合効率化事業（<u>中小企業者（同条第五号に規定する中小企業者をいう。第四条第二項において同じ。）が実施する流通業務総合効率化事業（法第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。</u>）の用に供するもの 四 （略）	（中小企業者の範囲） 第一条 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）<u>第四条第十七号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。</u> （表 略） 2 法<u>第四条第十七号チ</u>の政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。 一 三 （略） （特定流通業務施設の区分） 第二条 法<u>第六条第三項第一号</u>の政令で定める区分は、次のとおりとする。 一 （略） 二 倉庫（倉庫業（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）<u>第二条第二項の倉庫業をいう。</u>以下同じ。）の用に供するものに限る。） 三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設（法<u>第四条第三号</u>に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）であつて、中小企業流通業務総合効率化事業（<u>中小企業者（同条第十七号に規定する中小企業者をいう。第四条第二項において同じ。）が実施する流通業務総合効率化事業（法第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。</u>）の用に供するもの 四 （略）

(特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力)

第五条 法第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車（法第二十九条の二第一号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。）の数を合算して得た数とする。

一 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等（法第三十条第四号に規定する貨物自動車運送事業者等をいう。次号において同じ。）が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）の用に供するもの

二 (略)

2 (略)

(特定第一種荷主の指定に係る重量)

第六条 (略)

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主（法第三十条第六号に規定する第一種荷主をいう。）が貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。）又は貨物利用運送事業者（法第三十条第六号に規定する貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を行わせた貨物をいう。

3 (略)

(特定第二種荷主の指定に係る重量)

第七条 法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年

(特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力)

第五条 法第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車（法第三十条第一号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。）の数を合算して得た数とする。

一 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等（法第三十条第六号に規定する貨物自動車運送事業者等をいう。次号において同じ。）が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）の用に供するもの

二 (略)

2 (略)

(特定第一種荷主の指定に係る重量)

第六条 (略)

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主（法第三十条第八号に規定する第一種荷主をいう。）が貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。）又は貨物利用運送事業者（法第三十条第八号に規定する貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を行わせた貨物をいう。

3 (略)

(特定第二種荷主の指定に係る重量)

第七条 法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年

度における運転者（法第二十九条の二第一号に規定する運転者をいう。以下同じ。）との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主（法第三十条第七号に規定する第二種荷主をいう。以下この項において同じ。）が自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。

3
(略)
一・二 (略)

(主務大臣)

第十二条 (略)

2 法第六条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。第十四条第一項から第四項までにおいて同じ。）第七條第一項及び第二項並びに第二十九條における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十五号に規定する貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区（法第四条第四号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）において特定流通業務施設（法第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでに掲げる区

度における運転者（法第三十条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。）との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主（法第三十条第九号に規定する第二種荷主をいう。以下この項において同じ。）が自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。

3
(略)
一・二 (略)

(主務大臣)

第十二条 (略)

2 法第六条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。第十四条第一項から第四項までにおいて同じ。）第七條第一項及び第二項並びに第二十九條における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十五号に規定する貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区（法第五条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）において特定流通業務施設（法第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでに掲げる区

分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣

イ (略)

ロ 食品等生産業者等（法第四條第六号に規定する食品等生産業者等をいう。以下この項において同じ。）が実施するもの
経済産業大臣及び農林水産大臣

ハ (略)

二 (略)

3 (略)

(権限の委任)

第十四条 法第六條第一項、第四項及び第十項、第七條第一項及び第二項並びに第二十九條の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第六條第八項、第九項及び第十二項（これらの規定を法第七條第四項において準用する場合を含む。）並びに第七條第三項の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、法第六條第四項第八号に規定する貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）並びに法第九條第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2
4 (略)

5 法第二十九條の六第一項、同條第五項から第八項まで（これらの規定を法第二十九條の七第三項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九條の七第一項及び第二項並びに第二十九條の

十三の規定による国土交通大臣の権限（一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される法第二十九條の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に係るものに限る。）は、当該区域を管

分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣

イ (略)

ロ 食品等生産業者等（法第四條第十八号に規定する食品等生産業者等をいう。以下この項において同じ。）が実施するもの
の 経済産業大臣及び農林水産大臣

ハ (略)

二 (略)

3 (略)

(権限の委任)

第十四条 法第六條第一項、第四項及び第十項、第七條第一項及び第二項並びに第二十九條の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第六條第八項、第九項及び第十二項（これらの規定を法第七條第四項において準用する場合を含む。）並びに第七條第三項の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、法第四條第十四号に規定する貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）並びに法第九條第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2
4 (略)

(新設)

轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

6| 法第四十四条から第四十六条まで、第四十七条第三項、第四十八
八条、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条第一項及び第
二項の規定による法第四十三条第一項に規定する荷主事業所管大
臣の権限（以下「荷主事業所管大臣権限」という。）のうち財務
大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主
（法第三十条第五号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主た
る事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区
域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に
委任する。ただし、財務大臣が法第五十条第二項の規定に基づく
権限を自ら行うことを妨げない。

7|
12| （略）

5| 法第四十四条から第四十六条まで、第四十七条第三項、第四十八
八条、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条第一項及び第
二項の規定による法第四十三条第一項に規定する荷主事業所管大
臣の権限（以下「荷主事業所管大臣権限」という。）のうち財務
大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主
（法第三十条第七号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主た
る事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区
域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に
委任する。ただし、財務大臣が法第五十条第二項の規定に基づく
権限を自ら行うことを妨げない。

6|
11| （略）

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲等） 第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。 一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業 イ・ロ （略） ハ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第五号に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第六条第一項の認定を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの 二〃四 （略） 2〃5 （略）	（業務の範囲等） 第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。 一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業 イ・ロ （略） ハ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第十七号に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第六条第一項の認定を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの 二〃四 （略） 2〃5 （略）